

参加者募集

夢 チャレンジセミナー PART I

あなたも

コンピュータシステムエンジニアになれる！
パソコンの達人！

教育委員会では、小・中学生の夢を実現に結びつけるため「夢チャレンジセミナー」を行っています。

今年の第1回目は、「あなたもコンピュータシステムエンジニアになれる！～パソコンの達人～」と題して、(株)東芝青梅事業所のSE(システムエンジニア)によるパソコン設計のノウハウを楽しく面白く指導していただきます。この機会を通してパソコンの達人になろう。

日時 8月22日(月)午後1時30分～4時

(午後1時市役所集合)

会場 (株)東芝青梅事業所

※市のバスによる送迎があります。

対象 市内の小学校5・6年生および中学生

募集人員 20人(定員を超えた場合は抽選)

講師 前田真弓さん(パソコン設計部門グループ長)

申込み

参加申込用紙に必要事項を記入し、8月12日(金)午後5時までに生涯学習課へ

※用紙は、市役所3階生涯学習課、図書館、ス

ポーツセンター、スイミングセンター、郷土

博物館、市内小・中学校にあります。

問合せ 生涯学習課青少年係

男女平等に関する研修に参加しませんか
(費用の一部を補助します)

男女共同参画についての理解を深めるため、次の事業に参加しませんか。参加を希望する方には、費用の一部を補助します。

男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム

テーマ 「21世紀の男女平等・開発・平和ー新たな未来に向かって」

主な内容 講演やシンポジウム、自主企画ワークショップなど

日程 8月26日(金)～28日(日)

※宿泊、日帰り参加いずれも可。

会場 国立女性教育会館(埼玉県比企郡嵐山町)

※7月25日(月)までに各自で直接申し込み、参加決定を受けてください。なお、日帰り参加者は、フォーラム当日も参加を受け付けています。案内・申込書は、広域・協働推進課男女共同参画担当にあります。

問合せ 国立女性教育会館事業課 ☎ 0493-62-6711 (代)

補助金申請

補助内容 交通費、宿泊費の合計額の一部

補助対象 次の要件を満たす市内在住の方10人

◇平成17年8月26日現在、20歳以上の方

◇積極的な研修意欲があり、参加後、男女共同参画社会の推進に協力できる方

応募締切 8月24日(水)

問合せ 広域・協働推進課男女共同参画担当

テプコ・ソニック見学

さいたま市にあるテプコ・ソニックを見学します。

ゲームや遊びを通して電気や地球環境について学びます。また、宇宙の進化を迫力ある3D映像で体験、地上120mからの眺望も楽しめます。

日時 8月3日(水)午前8時50分集合
午後4時解散(予定)

集合・解散場所 市役所駐車場
持ち物 お弁当

対象 市内在住の小学生(小学校3年生以下は保護者の同伴が必要です。)

※1日だけの参加も可能です。

※大人の方で、協力していただけるサポーターも募集しています。

持ち物 水筒・帽子・タオル・筆記用具

定員 25人(先着順)

協力 環境学習リーダーの会

連絡先 電話・Eメールまたは直接環境保全課へ

☒ s205000@city.hamura.tokyo.jp

自然の中には不思議がいっぱい

林の中や川の中、みんなで探しに行こう！

夏休み みんな集まれ環境教室

自然観察会

講師に環境省登録のネイチャーガイドを招き、多摩川土手から浅間神社付近を散策しながら、鳥や昆虫、植物を観察します。

日時 8月1日(月)
午前7時30分～
10時30分

集合・解散場所 玉川兄弟像前
※汚れてもよい運動靴を履いてきてください。



水辺観察会

多摩川にはどんな生き物がすんでいるのでしょうか。水生生物をもとに多摩川の水質の判定をします。

日時 8月2日(火)午前10時～正午
集合・解散場所 いこいの里玄関前

※着替えをお持ちください。

※ぬれてもよい運動靴を履いてきてください。



外国為替証拠金取引にご注意を！

ご注意ください！

最近、高齢者を狙った外国為替証拠金取引の金融トラブルが急増しています。

これは、悪質業者が投資知識のない高齢者に詳しい説明もないまま、絶対に儲かると執拗な電話や訪問で誘い、高額な契約を結ばせるといったものです。被害者の中には、老後の生活資金までなくなってしまったという方も多くいます。

★『外国為替証拠金取引』とは

一定の証拠金を預けることで、その何倍もの額の外国通貨を売買する取引引きです。

わずかな相場の変動で多額の損益が生じ、元本や収益は保証されません。また、外貨の損失が証拠金の一定割合を切ると自動的に解約となるので、さらに証拠金を入れさせる「追証」によって被害が拡大します。

■金融先物取引法改正で7月1日より規制

金融庁が金融先物取引法を改正し、これらの取引業者に対して、電話や訪問は消費者から招かれぬ限り禁止、重要事項の説明義務や、取引知識のない人への勧誘は避けるなどの規制をかけました。

■困ったときはすぐに相談を

万が一、被害にあってしまった場合などは消費生活センターへご相談ください。

消費生活センター ☎ 5555-1111



粗大ごみ



資源ごみ A



燃やせるごみ



燃やせないごみ

リサイクルセンターの日曜開館について

リサイクルセンターでは、毎月第1日曜日に個人の直接持ち込みによる、粗大ごみの受け入れを行っています。持ち込まれた粗大ごみは、1kg当たり20円(5kg単位)の処理手数料がかかります(粗大ごみシールは、必要ありません)。

これは、市民サービスの向上を目的とし、通常出しづらい粗大ごみだけを対象としたものであるため、**燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみなどの粗大ごみ以外のごみは、持ち込むことはできませんのでご注意ください。**

また、事業所・お店などの一般家庭以外から出た粗大ごみや、羽村市以外から出た粗大ごみも持ち込むことはできません。

受付時間 午前9時～正午・午後1時～4時

受付方法 リサイクルセンターの窓口で、持ち込んだ粗大ごみ全てを申請書に記入していただきます。多量に粗大ごみを持ち込む場合は、あらかじめ全ての品目と、その数値を記入したメモなどをお持ちいただくと、速やかに受け付けができます。

問合せ リサイクルセンター ☎ 578-1211



資源ごみ B



燃やせないごみ



資源ごみ A



粗大ごみ

知っていますか？介護保険

知っていますか？介護保険

介護保険の納入通知書を送付しました

65歳以上(第1号被保険者)の方に、平成17年度の保険料納入通知書を送付しました。介護保険は40歳以上の方全員が加入するもので、市から「要介護認定」を受けた方は介護保険のサービスをご利用いただけます。介護保険は国民みんなで支えあう制度です。ご理解とご協力をお願いします。

▼第1号被保険者(65歳以上)の方

保険証 1人に1部ずつ交付されます。
保険料の決定 所得により5段階に分かれています。

保険料の納め方 老齢(退職)年金から差し引かれます。ただし、次の方は市から送付された納付書で納めてください。

老齢(退職)年金が年額18万円未満の方／老齢(退職)年金を受給していない方／老齢福祉年金・遺族年金・障害年金を受給している方／年度の途中で65歳になる方／年度の途中で年金の受給が始まった方／年度の途中で他の市町村から転入した方／年度の途中で保険料の金額が変わった方 など

▼第2号被保険者(40歳～64歳)の方

保険証 介護保険で対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた方に交付され、介護保険のサービスを受けられます。

保険料の決定 加入している健康保険によって保険料や納め方が異なります。

保険料の納め方 加入している健康保険から医療保険分と合わせて介護保険分が納められています。

介護保険料を納めないと？

特別な事情がなく滞納が続くと、未納期間に応じてサービスを利用する場合の利用者負担額が1割から3割に変更になるほか、一時的に給付を差し止められます。

サービスの利用は、まず相談から

「介護が必要な」と思ったら、まず在宅介護支援センターや高齢福祉介護課に相談してください。介護保険を受けるためには、市役所の窓口申請して「要介護認定」を受ける必要があります。

※介護保険は、医療保険と違って、保険証だけでは介護サービスが利用できません。

こんな時はご相談ください

災害などで、家財に著しい損害を受けた場合などは、保険料の徴収を猶予したり、減免する制度があります。保険料が納められない場合は、納付相談をご利用ください。

問合せ 介護保険の制度(保険料)・・・高齢福祉介護課／納付相談について・・・納税課

福祉

水道・下水道使用料金の助成金
(4～7月分)を支給します

水道・下水道使用料金の助成手続きをされている方の口座に7月下旬に振り込みます。ご確認ください。

助成対象 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度をお持ちの方がいる世帯

助成額 水道・下水道使用料の基本料金(最小口径分)

問合せ 障害福祉課障害福祉係

戦没者の父母等・戦没者等の妻の皆様へ

戦没者の父母等・戦没者等の妻に対する特別給付金の請求受付は次のとおりです。この給付金は10年償還の記名国債により支給されます。

戦没者の父母等に対する特別給付金

この給付金の対象となるのは、戦没者の父母・祖父母(養父母・養祖父母等)です。戦没者の子・兄弟姉妹は対象になりません。

○第十九回号(額面100万円)

○第十六回号(額面90万円)

○第十四回号(額面75万円)

…いずれも9月30日(金)まで

戦没者等の妻に対する特別給付金

○第十七回号(額面180万円)

○第十回号(額面120万円)

…いずれも9月30日(金)まで

○第二十二回号(額面200万円)

…平成18年3月31日(金)まで

まだ請求手続きがお済みでない方は、お早めに手続きしてください。

請求窓口 社会福祉課庶務係

問合せ 社会福祉課庶務係／東京都福祉保健局生活福祉部計画課 ☎03-5320-4077

おたつしや21健診を行います

21項目の質問に答えることで、危険な老化の兆しがないかどうかを調べてみませんか？

日時 8月2日(火)午後2時～(2時間程度)

会場 いこいの里(羽加美4-18-6)

対象 おおむね60歳以上の方

定員 30人程度(先着順)

内容 問診・簡単な体力測定・軽い体操

※動きやすい服装でお越しください。

申込み 当日午後2時までに直接会場へお越しください。

問合せ 在宅介護支援センター ☎579-7785

暮らし



施設予約システムを一時停止します

機器のメンテナンスを実施するため、施設予約システムを一時停止します。停止期間中は、施設予約システムをご利用いただくことができません。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

システム停止時間 7月26日(火)午後8時～27日(水)午前5時

問合せ 生涯学習課生涯学習係

市長とトーク・タウンミーティング

身近な暮らしのこと、市役所の仕事、まちづくりへのアイデアなど皆さんのご意見をお寄せください。市長が聴きします。

日時・会場

○7月15日(金)午後7時～9時 三矢会館

○7月22日(金)午後7時～9時 栄会館

※栄会館は駐車場がありませんので、徒歩または自転車でご来場ください。

参加方法

□直接会場へお越しください。(先着順)

□お一人ずつ市長とお話していただきます。(お一人10分程度)

□混んでいる場合は、お待ちいただくことがあります。

□参加にあたっては、個人の資格として参加してください。団体を代表しての参加はご遠慮ください。

※その場でお答えできないものは、後日回答させていただきます。

※秘密は固く守りますので、安心してご参加ください。

問合せ 広報広聴課市民相談係

オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン

都内の全ての市区町村が共同して、7月30日(土)から8月7日(日)の間、「オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン」を行います。

このキャンペーンでは、記念コンサートなどのイベントを行い、歩きタバコや吸い殻のポイ捨てといった「迷惑喫煙」を防止し、たばこを吸わない人にも理解される、喫煙マナーの向上を呼びかけます。

羽村市でも7月31日(日)午後2時30分から羽村駅前で開催を行います。

※詳しくは「喫煙マナーアップキャンペーン」ホームページhttp://www.bps4.com/kitsuen_manner/をご覧ください。

市のキャンペーンに協力していただける方は、環境保全課へご連絡ください。

問合せ 環境保全課環境保全係